

袴田事件の速やかな再審公判の実施及び再審無罪判決確定を求める会長声明

2023年3月13日、いわゆる袴田事件について、東京高等裁判所は、検察官の即時抗告を棄却し、静岡地方裁判所の再審開始決定を維持する決定を行い、同決定が確定した。これを受けて、静岡地方裁判所において、再審公判へ向けた進行協議手続が係属している。

報道及び弁護団の発表によれば、同進行協議は、既に3回開催されているところであるが、検察は、未だに立証方針、すなわち、有罪立証を維持するの可否かという点を明確にしないため、再審公判期日指定のめども立っていない。弁護団も裁判所も早期に立証方針を明確にするよう要請しているが、検察は、7月19日に開催される進行協議期日まで、明らかにしない方針であるという報道もある。

2023年3月15日、本件決定後即時に発出した、『『袴田事件』第2次再審請求差戻し後即時抗告審決定に対する会長声明』の通り、袴田事件は、非常に長い経過を経て、再審開始決定確定に至っており、この間に、審理されるべき点はいずれも審理しつくされ、裁判所の判断も十分になされているところであり、その結果として、袴田巖氏の無実は明らかである。袴田巖氏もすでに87歳と高齢であることも考えれば、検察は公益の代表者として、再審請求審の蒸し返しを行うことなく、有罪立証を断念し、早期の再審無罪確定の実現に協力すべきである。

そして、こうした袴田事件の長期化の背景には、現行再審制度の不備が存在すると指摘せざるを得ない。袴田事件においても再審開始決定の契機となった証拠も第二次再審請求審における証拠開示によるものであるところ、証拠開示規定が法定化され、裁判所の裁量によらず確実な証拠開示制度が存在すれば、より速やかな冤罪救済が可能であった。また、袴田事件は、2014年3月には静岡地方裁判所において再審開始決定がなされているところ、検察官が不服申し立てを行ったことで、再審開始決定の確定は静岡地裁決定から9年も経過した2023年3月まで阻まれ、現在なお、再審無罪は確定していない。このように、袴田事件を通じて、現行再審制度の不備は明らかであり、その改正は急務である。

当会は、袴田事件について、一刻も早く再審公判を開き、袴田巖氏のえん罪被害からの救済を求めると同時に、現行再審制度の問題点により、えん罪被害からの救済が十分になされない事態を重く受け止め、再審法改正など、制度の改革の実現を目指し、努力していく決意である。

2023年（令和5年）6月23日

千葉県弁護士会

会長 菊地 秀樹